

家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画

福井県

本県においては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号。）に基づく管理基準はすべての適用対象農家において遵守される状況となっていますが、近年、畜産経営の大規模化、地域的偏在が進展した結果、生産したたい肥を経営内で、又は地域内でいかに有効に活用していくかが新たな課題となっています。

このため、県、市町、農業関係団体、畜産農家、耕種農家等の関係者は一体となって、次に掲げる事項に留意し、平成 27 年度を目標年度として、家畜排せつ物の利用の促進を図るための取組を計画的に推進するものとします。

第 1 家畜排せつ物の利用の目標

1 畜産の現状

本県の畜産の生産規模は、近年、畜産農家の高齢化に伴う後継者不足や飼料価格の高騰化等により減少傾向が続き、平成 19 年度で、乳用牛 1,740 頭（全国第 46 位）、肉用牛 3,910 頭（同 44 位）、養豚 5,020 頭（同 45 位）、採卵鶏 456 千羽（同 44 位）と全国で下位に位置し、減少傾向にあります。

また、平成 18 年度の畜産の粗生産額が 43 億円（各畜種合計）と、本県農業全体の 8.7%を占めており、今後とも、農業の基幹部門の一つとして安定的な発展を図っていく必要があります。

2 家畜排せつ物の利用の現状と課題

本県における年間の家畜排せつ物発生量は、平成 19 年度現在で、約 103 千 t と推定されますが、このうち、たい肥化し、農地に還元利用に仕向けられているのが約 95 千 t（約 92%）と推定されており、ほとんど利用されています。

しかし、地域別に見ると、耕種農家の高齢化等により良質なたい肥の利用が十分に進んでいなかったり、たい肥の特性を活かした有効利用がされていなかったりといった課題を抱えており、今後は、こうした地域別の課題に適切に対応していく必要があります。

3 家畜排せつ物の利用の目標

(1) 耕畜連携の強化

耕畜連携の強化を通じ、地域としてたい肥の特性を活かしたたい肥の利用を促進するため、県、市町、農業関係団体等は、

- ① 「たい肥生産利用推進協議会」の機能強化
- ② 地域におけるたい肥の需給情報の収集整理及び発信
- ③ 飼料イネを媒体とした耕畜連携組織の推進

などに努めるものとします。

(2) ニーズに即したたい肥づくり

たい肥需要者のニーズ（土壌改良効果、肥料効果、腐熟度、価格、取扱性等）に即したたい肥を生産し、供給するため、①たい肥生産者は、こうしたニーズを的確に把握し、これに即してたい肥を生産し、供給するよう努めるとともに、②県、市町、農業関係団体等は、必要な情報の提供等を行うよう努めるものとします。

第2 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

1 本県における施設整備の現状と基本的考え方

本県においては、これまで、関係者が一体となって畜産環境保全に関する施策を推進してきた結果、処理高度化施設については、必要とされる施設数がおおむね充足される状況となっています。

このため、処理高度化施設の整備に関する目標については、平成27年度を目標年度として、地域における家畜排せつ物の需給状況、整備された施設の稼働状況、社会・居住環境等を踏まえて、処理の集約化や処理機能の高度化を図ることを基本とし、攪拌・通気装置を備えたたい肥化施設等の施設を主体として設定するものとします。また、処理高度化施設の整備に当たっては、当該施設の整備が効率的で低コストなものとなるよう努めるものとします。

2 地域ごとの施設整備の方向

(1) 福井地域

本地域においては、畜舎やたい肥施設は比較的住宅地に近いところがあるので、水質汚濁や悪臭の発生を抑えながら地域住民の居住環境の保全を図ることが必要です。その一方で、軟弱野菜を中心としたハウス栽培にたい肥を積極的に活用するなど、たい肥利用については関心の高い地域であり、飼料イネの取組による耕畜連携も図られています。

このため、今後とも、それぞれの地域で地域環境の保全に配慮した良質なたい肥を安定的に供給できるよう生産体制を構築し、耕畜連携を進めていく必要があります。

(2) 坂井地域

本地域においては、本県の家畜飼養密度の最も高い地域で畜産農家の飼料畑保有面積も大きく、また、県下最大の水田・畑作地帯でもあり、地域内の農地ではほぼすべてのたい肥は利用されております。

このため、今後とも、それぞれの地域で良質たい肥化とたい肥利用の推進を中心として地域全体で取組みを推進するものとします。

(3) 奥越地域

乳用牛を中心に公共事業による共同たい肥センターが整備されており、水稻や園芸において、付加価値の高い安全安心な農産物作りによる持続性の高い農業経営の発展や有利販売の展開に向け、土づくりの意識が高まっており、たい肥の利用の一層の増加が見込まれます。また、飼料イネの取組による耕畜連携の取組の推進も図られています。

このため、今後とも、それぞれの地域で地域環境の保全に配慮した良質たい肥を安定的に供給できるようペレット化施設、保管庫の整備などの能力増強を含めた生産・供給体制を再構築し、耕畜連携をより進めていく必要があります。

(4) 丹南地域

本地域については、肉用鶏を除く各畜種が広く点在していますが、たい肥の利用は、土作りを目的として積極的に行われており、県、市町、農業協同組合の連携のもと環境調和型農業が進められています。

今後ともそれぞれの地域で既存のたい肥施設や畜産農家にあるたい肥舎を活用し、良質たい肥の生産に努めることはもとより、耕畜連携を強化し、地域循環型農業を推進します。

(5) 二州地域

本地域については、乳牛を中心に家畜飼養頭羽数の多い地域で、広域たい肥センターを中心に生産したたい肥を水田、畑地、果樹園等に全量施用し土作り、安全安心な農産物生産に積極的に利用しています。このため、今後ともそれぞれの地域で良質たい肥の生産とたい肥利用の推進を中心に地域全体で取組みを推進するものとします。

(6) 若狭地域

本地域については、肉用牛経営を中心に広く畜産農家が点在し、比較的規模の小さい個人経営も多いことから、今後は、それぞれの地域で良質たい肥化とたい肥利用の推進を中心として地域全体で取組みを推進するものとします。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

1 技術開発の促進

本県における家畜排せつ物の利用に関しては、

- ① 耕種部門の農業者のニーズに即したたい肥の生産が十分になされていない
 - ② 汚水や悪臭について、強化されてきた環境規制や苦情への対応に苦慮している
- といった課題があり、低コストで実用的な技術開発を促進することが不可欠です。

このため、県畜産試験場及び県農業試験場は、関係機関との連携を図りつつ、良質なたい肥生産・施用技術、土壌微生物等活用による臭気抑制技術等について、低コストで実用的な技術開発の推進に努めるものとします。また、県農林総合事務所等は、たい肥の特性を活かした施用技術を実証圃により検証し確立するよう努めるものとします。

2 指導体制の整備

開発された技術が速やかに生産現場に普及されるためには、技術の普及に関して一定の役割を担っている人、例えば、普及指導員、営農指導員、地域内の畜産農家等の資質を向上させることが重要です。

このため、県域及び地域のそれぞれの段階において、これらの関係者を対象とした、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進についての技術研修会、シンポジウム、現地実証試験等の実施に努めるものとします。また、たい肥の利用方法等について耕種部門の関係者が正しく理解することが重要であることから、技術研修会等を開催するに当たっては、これらの人も対象とするよう努めるものとします。

3 畜産農家及び耕種農家の技術習得

開発された技術が実際に生産現場で活用されるためには、畜産農家や耕種農家自身がその技術に習熟している必要があります。

このため、畜産農家は、技術研修会等に積極的に参加するとともに、日ごろから畜産環境保全に関する技術開発の動向に注意を払い、技術・知識の習得に努めるものとします。この場合、習得すべき技術・知識としては、耕種部門の農業者のニーズに即したたい肥生産のための技術、活性汚泥浄化処理技術等の汚水浄化処理技術、家畜排せつ物の発生量を抑制するための飼養管理に関する技術等が考えられます。また、たい肥を利用する側の耕種農家は、技術研修会等に積極的に参加するとともに、日ごろから環境と調和のとれた農業生産等に関する技術開発の動向に注意を払うことにより、土づくりや効率がよく効果的な施肥等を行うのに必要な技術・知識の習得に努めるものとします。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

1 資源循環型畜産の推進

現在、本県の畜産農家においては、飼料の多くを海外からの輸入に頼っていますが、これを自給飼料に置き換え資源循環型畜産の推進を図ることは、家畜排せつ物の有効利用の観点だけでなく、食料自給率向上や耕地における窒素収支改善の観点からも重要です。

このため、県、市町、農業団体等は、若狭牛（繁殖雌）を放牧し、山林や休耕田畑

を活用するとともに、生産コストの低減を図り、食品残さ、食品として利用できない副産物を家畜に給与したり、今後とも、公共事業等を活用して、飼料イネや牧草等の生産拡大・自給飼料の増産に努め、食料自給率向上を推進します。

2 消費者等の理解の醸成

本県畜産業の健全な発展を図るためには、畜産業に対する消費者や地域住民の理解を醸成することが重要です。

このため、県及び市町は、

- ① 関係者が一体となって畜産環境対策に取り組んでいること
- ② 家畜排せつ物の利用促進が資源循環型社会の構築に一定の役割を果たしていること

等について、消費者や地域住民に対する普及・啓発に努めるものとします。

また、関係者は、食育の取組の一環として、

- ① 酪農教育ファームに見られるような畜産体験学習
- ② たい肥を使って栽培した地場農産物の学校給食への供給

等を積極的に推進し、畜産物が生産される過程等について消費者や地域住民が実地に理解を深められるよう努めるものとします。